

箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金
状況変更等届

生活支援補助金

年 月 日

(宛先)箕面市教育委員会教育長

住所

ふりがな

氏名

電話

勤務先

* 自署された場合は押印は不要です。

下記のとおり、届け出ます。

記

1. 事由

- ①住所変更・氏名変更
- ②勤務先、勤務場所の異動
- ③休職(産休・育休・病休等)
- ④復職
- ⑤正職員でなくなる
- ⑥退職
- ⑦補助期間の満了
- ⑧その他()

※備考欄へ具体的にご記入ください。

①～⑧の事由において、該当する日付を記入してください。

年 月 日

①、②の事由に該当する場合、記入してください。

【変更前】
【変更後】

【備考】

【注意事項】

- ◆勤務先の変更等で月の途中から補助金の対象外となられた場合は、前月分までの支給で終了となります。

- ◆③の事由に該当されるかたは、補助金の受給は一時停止となります。
休職期間中は補助金は受給できません。
月の途中で休職された場合は、前月までの受給をもって一時停止となります。
・「休職期間及び休職事由のわかる法人の証明書」を提出してください。

- ◆④の事由に該当されるかたは、補助金の受給を再開します。
月の途中で復職された場合は、翌月からの再開となります。
・「復職したことがわかる法人の証明書」を提出してください。

- ◆⑤または⑥の事由に該当されるかたは、補助金の受給は終了します。
月の途中で該当された場合は、前月までの受給で終了となります。
・「箕面市補助事業実績報告書」に「正職員の保育士として雇用されていたことがわかる法人の証明書」を添えて提出してください。

- ◆⑦の事由に該当されるかたは、補助金の受給期間は満了となります。
・「箕面市補助事業実績報告書」に「正職員の保育士として雇用されていたことがわかる法人の証明書」を添えて提出してください。

- ◆退職後に、箕面市内の保育施設で正職員の保育士として採用された場合は、再度補助金交付申請をすることは可能です。ただし、補助金の受給期間は、前回の補助金の受給期間を含め、最大3年間です。

- ◆箕面市保育士宿舎借上支援事業費補助金の補助対象期間中、重複して受給することはできません。

【問合せ先】 箕面市教育委員会事務局子ども未来部 保育幼稚園利用課

電話：072-724-6791

【書類の提出先】 箕面市役所別館2階（子ども総合窓口）